

第32回原子力委員会定例会議議事録

1. 日時 平成27年9月8日（火）10:30～12:15
2. 場所 中央合同庁舎第8号館 5階共用C会議室
3. 出席者 内閣府原子力委員会
岡委員長、阿部委員
経済産業省 資源エネルギー庁
浦上原子力政策課長、松野総合政策課戦略企画室長
外務省
臼井国際原子力協力室長
内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付
今井参事官補佐
厚生労働省 医薬食品局
三木輸入食品安全対策室長、中園基準審査課長補佐
厚生労働省 労働基準局
前田電離放射線労働者健康対策室長
経済産業省 資源エネルギー庁
樋本原子力発電所事故収束対応調整官
環境省 総合環境政策局
得津放射線健康管理担当参事官
環境省 水・大気環境局
坂井除染涉外広報室長補佐
原子力規制庁
藤田長官官房総務課国際室長
内閣府 原子力政策担当室
室谷参事官

4. 議 題

- (1) 長期エネルギー需給見通しについて（経済産業省資源エネルギー庁）
- (2) 国際原子力機関（I A E A）福島第一原子力発電所事故報告書について（外務省他）
- (3) 岡原子力委員会委員長の海外出張について
- (4) その他

5. 配付資料

- (1-1) 長期エネルギー需給見通しについて
- (1-2) 長期エネルギー需給見通し
- (2-1) 福島第一原子力発電所事故に関する I A E A 報告書
- (2-2) 福島第一原子力発電所事故 事務局長報告書 巻頭言及び要約
- (3) 岡原子力委員会委員長の海外出張について

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第32回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、1つ目が長期エネルギー需給見通しについて、2つ目が国際原子力機関（I A E A）福島第一原子力発電所事故報告書について、3つ目が私の海外出張について、4つ目がその他です。

まず、1つ目の議題について、事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

では、1件目でございます。長期エネルギー需給見通しについて、本日は経済産業省資源エネルギー庁の浦上原子力政策課長、そして松野総合政策課戦略企画室長にお越しいただいております。

御説明よろしくお願いたします。

(松野総合政策課戦略企画室長) 資源エネルギー庁の松野でございます。そうしましたら、資料の1-1、1-2という2つございますが、1-1のパワーポイントの資料のほうで御説明申し上げたいと思います。

まず、最初めくっていただいて目次でございますけれども、それをもう一枚めくっていただいて、3ページ目からごらんになっていただければと思います。

この長期エネルギー需給見通しでございますが、いわゆる、通称エネルギーミックスというふうにお呼びになる方も多くいらっしゃいますけれども、これは昨年閣議決定をいたしましたエネルギー基本計画を踏まえまして、この中でもうたっておりますが、エネルギー政策の基本的視点として、安全性、安定供給、経済効率性、そして環境適合、いわゆるS+3E、こういったものについて、達成すべきこの政策目標を想定した上で、この政策の方向性に基きましていろいろな施策を講じるわけですけれども、こうした施策を講じたときに実現されるであろうという、こういった将来のエネルギーの需給構造の見通し、更には政策目標を想定しますので、あるべき姿ということで策定をさせていただいたところでございます。

それで、次の4ページ目が、その具体的な政策目標の姿、今回どういうものを政策目標として置いたのかということでございますけれども、まず、安全性というものにつきましては、これは大前提でございますので、数値目標ということではございませんけれども、安定供給につきましてはエネルギーの自給率、これが現在非常に低くなっているところ、震災前が20%程度でしたけれども、これを更に上回る大体25%程度を目指したいということで設定をしております。そして電力コスト、これは家庭用、産業用ともに相当、今、震災前からは上がっているところでございますけれども、これを現状よりも引き下げていく方向で電力の構成を考えられないだろうかということ。そして最後に環境でございますが、これはこの年末COP21がございまして、この温室効果ガス排出量の削減目標として、欧米に遜色のない形でつくれるようなエネルギーミックスを描くということで、この3つを具体的な目標として置きながら、今回のエネルギーミックスを検討させていただいたというものでございます。

次に、めくっていただいて5ページ目ですが、これはまず最初に結果から御説明申し上げますけれども、まずエネルギー全体の需要でございますが、これが2013年度の実績が原油換算にいたしまして3億6,100万キロリットル、電力とその他の内訳がそこに書いてあるとおりでございますが、これが様々な経済成長、あと人口等々、様々な前提を置きまして、自然体といたしますか、見越しますと、エネルギーの需要等々でふえるわけですけれども、2030年度で更にそこで徹底した省エネを行いまして、最終エネルギー消費としては3億2,600万キロリットルということで想定をしております。現在よりも減る姿ということでございます。

そして、それに対しますエネルギーの供給ということで、一次エネルギー供給の姿をその右側に書かせていただいておりますが、石油が最も多く3割程度でございますが、LPG、

石炭、天然ガス、原子力、再エネということでカウントしてございます。そのうち、再エネ、国産電源ですね、そして準国産としての原子力、これを合わせて自給率にカウントしておりますけれども、この姿ですと24.3%程度の自給率に改善していくであろうと、こういった姿でございます。

そして、そのうち電力を取り出したものが次のページでございまして、電力の需要が左側でございます。若干、電化が進んでいる傾向にございますので、電力のほうは若干でございますがふえますけれども、大体横ばいですかね、2030年の見通しですが、横ばいの電力需要を見込んでおりますけれども、それに対する電力構成を右側に書かせていただいております。そのうち、真ん中、右側の2本目というか中央でございまして、これが総発電電力量、1兆650億キロワット程度に対する電力構成でございまして、再エネが22~24、原子力が22~20、そしてLNG、石炭、石油というふうにした電力構成でございまして。このうち再エネにつきましては、内訳はそこに示させていただいておりますけれども、太陽光、風力、そして水力、バイオマス、地熱ということで内訳を書かせていただいております。こういった形が最終的には結論として我々が導いた数字でございまして。

それで、次に7ページ目にいっていただきまして、7ページ目以降は、その今申し上げた数字をどのようにつくったのかという、その数字の考え方の説明でございまして、まず最初に自給率ですね。最初におおむね25%程度まで改善することを目指すというふうに申し上げましたが、そこ現状、左側ですが、国際比較をしますと日本はIEAのデータで6.3%程度というところになっておりまして、OECD諸国中、ルクセンブルグに次いで低い位置にあるということでございます。

この右側の表を見ていただきますと、例えばスペインとか韓国、イタリアと比べましても今、相当低い位置にありますので、これを何とか震災前20%程度だったものを、もう少し改善をしまして、スペインよりも少し低いぐらいですけれども、25%程度を目指せないかということで、今回目標設定をしたということでございます。

そして、8ページ目が自給率の推移でございまして、73年度、これ一次石油ショックのときですけれども9%程度、それよりも更に今、現状は悪化してしまっているという状況でございまして、やっぱり自給率の改善というのが相当強く求められている状況にあるということをおわかりいただけるのではないかと考えております。

次、9ページ目は電力コストでございまして。電力コストはやはり震災以降、原発の稼働の停止とか、あるいはそれに伴う火力のストップ等々で、あと再エネの拡大もございまして、

F I Tの買取費用などがふえておりますので、そういったことを見込みながら検討するというを行いましたけれども、2013年度はこれが燃料費全体プラスF I Tの買取費用でおおむね9.7兆円程度かかっているところ、2030年、これを現在よりも引き下げるという方向で今回検討を行ったわけですが、結果としまして、先ほど見ていただいた電力構成ですと、これは再エネと原子力の間に幅がありますので、幅の中で大体2～5%程度電力コストが引き下がるという姿で今回結論を得たというところでございます。

そして次、10ページ目が、今度は環境適合でございますけれども、CO₂の推移でございます。これは2013年、表の中で見ていただきましてエネルギー起源CO₂排出量、これが上から2段目ですが、12億3,500万トンというところで、90年以降、エネルギー起源のそのCO₂排出量は最も高くなっているということになっております。

こういった状況に日本としては直面しているわけですが、他方、国外に目を向けますと、左下でアメリカ、EUが、アメリカにつきましては26～28%程度、これは05年比でございますが、25年度までに達成をします。あと、EUにつきましては90年比で30年までに40%の削減を行うということを掲げておりまして、これは我々のこのエネルギーミックス、長期エネルギー需給見通しを策定する段階で既に掲げておりまして、こういった欧米の国と比べましても遜色のない形で削減目標をつくれるような、それぐらいのそのエネルギーミックスを検討できないかということをやったということでございます。

それで、もう一枚めくっていただきますと、環境適合の更に、その欧米の目標、今申し上げましたとおり基準年が異なりますので、これを比較をできるようにちょっと整理をしたものでございますが、アメリカが2005年比で2025年までに26～28%で、EUがこれは90年比ですね、30年までに40%程度ということですが、これをそれぞれ2013年比、90年比、05年比で換算をしました表でございます。

我々、今回日本としては、先ほど見ていただきましたエネルギーミックスの姿をベースにしながら削減目標の検討を行いましたけれども、それで削減目標を国連に提出しました約束草案として、26%の削減を30年までに行うということでやりました。これは2013年比の数字でございますけれども、これと比較しましても、ごらんになっていただいているような数字でございますが、欧米に比べて遜色がなかろうということで決定をしているというところでございます。

そして、12ページが、今度はここからがエネルギーの構成それぞれにつきましての検討でございますが、まず、エネルギー基本計画でも掲げておりますけれども、まず、徹底した

省エネを行うというのがまず出発点でございますので、今回、各部門ですね、産業、業務、運輸、家庭、それぞれ各部門におきまして省エネルギー対策を丁寧に積み上げをいたしまして、合計でいたしますと5,030万キロリットル程度の省エネルギーということを計上してございますけれども、それぞれ各分野で対策が異なりますので、主なものをそこへ挙げてございますが、産業部門でありましたら、鉄鋼とか化学を初めとした非常に大口のエネルギー消費の産業については産業ごとの細かな対応、そして、様々な技術開発も含めて積み上げる事となっておりますし、運輸部門につきましては次世代自動車の普及や交通量対策、業務部門は建築物の省エネ化を初めやっております、家庭も同じですね、住宅の省エネ化につきましても今回組み込んでいるということでございます。

それで、13ページ目が、そういった省エネを実行していった結果として、どのようにエネルギー効率が改善をしていくのかという姿を示したのですが、エネルギー効率にして35%の改善を行うという数字になってございます。これは石油危機後並みの大幅なエネルギー効率改善と大体同じぐらいのものだということでございますので、相当徹底して省エネを行うという姿であるということがおわかりいただけるのではないかとこのように思っています。

次に、14ページです。14ページが再生可能エネルギーの導入の考え方をお示しをしております。再生可能エネルギーは御案内のとおり、地熱・水力・バイオマスといった非常に安定的に発電をするものに対しまして、太陽光や風力、これは自然条件によって大きく出力が変動します再エネ、これを分けまして、電源の性格に応じた導入の在り方を今回採ったということでございます。

安定的な再エネにつきましては当然、原子力をその分代替をしていけるわけですが、そうでないものにつきましては、どうしても自給率、CO₂コストの観点からやっぱり不利な状況になるということで、これを伴わず火力を代替をしていくというような考え方をとったということを御紹介をしております。

そして、15ページがその導入の結果を示しておりますけれども、地熱・水力・バイオマス、地熱も今から4倍、バイオマスは今から3倍ですね。太陽光・風力はそれぞれ7倍、4倍ということで、相当程度これは最大限の導入を図ったという姿になっているのではないかとこのように考えてございます。

そして、16ページ目が火力でございます。火力は、石油につきましては必要な最小限の量を確保しながら、石炭・LNGについては高効率化を最大限図りまして活用を図るという

姿で検討をさせていただいたところでございます。

そうしまして、17ページでございますが、これが原子力でございます。原発はエネルギー基本計画の方針で、省エネ、再エネの導入、そして火力の効率化を行いまして、可能な限り低減させていくということをおっしゃっておりますので、その方針にのっとりまして、これまで、先ほど申し上げてきたとおり、省エネ、再エネ、火力の効率化、こういった過程で得られてきた数字の分だけ低減をいたしまして、最終的には20～22%程度の原子力の活用という姿を描いたものでございます。

そして次、18ページ目ですが、これがその他多様なエネルギー源の活用ということで、例えば住宅用太陽光発電の導入を初め、熱、廃熱ですね。あと、再生可能エネルギーの熱、例えば太陽熱とかいったものですが、こういったものを面的に利用拡大するとか、あとは分散型のエネルギーシステムとして、エネファームとかコージェネレーション、こういったものもしっかりと活用しながら、エネルギー全体のバランスのとれた率ということを描いたということをお紹介してございます。

19ページにいきますと、これは電源構成を変化させた場合の影響ということで、一番最初に冒頭申し上げた今回のエネルギーミックスの結果から、電源の部分ですけれども、石炭、LNG、原子力、再エネにつきまして、1%どれかをふやして、どれかを1%削った場合、どのような影響が、CO₂の観点、そしてコストの観点で及んでくるかということをお示しをしたもの、分析をしたものでございます。

どうしてもCO₂が発生しやすい石炭とかLNG、火力、化石燃料の導入とかですね、あとはどうしてもコストがやっぱり高くなる再エネなどといったものを、何と何で入れかえるとどのような影響が出るかというのを、これで見えてとっていただけるということでございます。

そして、最後、20ページのところでございますけれども、今回様々な前提条件を置いて、現時点で想定されるようなものをできる限り最新のデータを集めましてやったものでございますけれども、これの実現に向けまして今後、着実に政策をとってまいりたいと思っておりますけれども、今後、様々な状況、変化を見ながら、少なくとも3年ごとに行われる基本計画の検討に合わせて、必要に応じて見直していくことになろうかというふうに思っているということをおっしゃっていただいております。

最後、22ページ以降は、発電コストの検証ということをおっしゃってやらせていただいたものでございまして、ちょっと時間の関係がありますのでかいつまんで申し上げますと、23

ページ、24ページが発電コスト検証の結果でございまして、原子力から始まり、再生可能エネルギー、化石燃料、それぞれにつきまして、これは専門の有識者の方々に分析をお願いしまして得られた結果でございます。

23ページ目が2014年時点の分析でございまして、2014年度が2030年時点になるとどうかというところをお示ししたものでございます。こういった発電コストの検証も踏まえながら今回のエネルギーミックスを検討させていただいたということでございます。

とりあえず、私からは以上でございます。ありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは質疑応答を行いたいと思います。阿部委員からお願いします。

(阿部委員) どうもありがとうございます。

エネルギー需給見通しという大変大きな話で、せっかくの機会ですので、幾つか質問させていただきたいと思います。

この最初の、そもそもエネルギー需給見通しということですが、普通、日本語で「見通し」というと、これはどうなるのかというふうに思いますけれども、どうもよく読んでみると、3ページの下にありますように、施策を講じたときにどうなるかという見通しであり、また、あるべき姿を書いているということ、これはそうすると、要するに経済産業省がこうなっしてほしいと思っている数字をここに書いてあると、こういうことですね。しかも、それをどうやって、どういう施策を講じて達成するかということは、ここの紙には書いていない。それは、だから、恐らく陰にあって、陰に経済産業省がいただいている政策を実施すればこうなりますと、こういうことですね、これは。

(松野総合政策課戦略企画室長) 3ページ目に書いてあるとおりでございますけれども、エネルギー基本計画の中で各エネルギー源にブレークダウンをしてございますけれども、様々な政策の方向性について方針が書かれておりまして、そういう意味では施策の方向性についても、そのエネルギー基本計画を踏まえて、今後我々は実施していくことになろうかと思っておりますけれども、こういったものを実行していく先にどういう需給構造の姿があるのかというのを検討したというものでございます。

あるべき姿と申し上げているところは、これは繰り返しになりますけれども、これは何を指すかによって変わるんだと思いますけれども、今回私どもは4ページ目にあるとおり、自給率、電力コスト、温室効果ガス、それぞれ具体的な目標を置いて、こうしたものを達成しようとするならばこういうエネルギーの需給の姿になるのではないかと、こういったことを検

討させて いただいたということでございます。

(浦上原子力政策課長) 1点補足させていただきますと、この需給見通しの本文のほうを見ていただきますと、8ページ目以降、各分野で取り組むべき施策の方向性について記載をしております。必ずしも個別具体的な、それこそ予算措置幾らというところのレベルで書いてはございませんけれども、我々としてとるべき政策の方向性については書かせていただいております。関係する部局の中でも一応御理解をいただいているというふうに理解をしております。

(阿部委員) なるほど。こういう質問を差し上げたのは、この見通しのもとになっているエネルギー基本計画ですね、あれが出たときにいろんなコメントがありまして、原子力で電力の20ないし22%を達成するのはかなり無理があるというコメントがあって、その背景としては、原発の新設、新規建設はないという前提に基づいて、なおかつ原発の再稼働について、今の40年規制というものを前提にして考えると、かなりの数の原発を再稼働させないと20%は達成できないと。

したがって、これはかなりそこに無理があるのではないかという解説があって、逆に言うところこれは、経済産業省は、今は言っていませんけれども、新規建設、新規稼働というものを描いているのではないかと。それから、40年規制を超えて20年間の延長をするということについても、かなりの数の現在ある原発を20年間延長するというを前提にして、これは目標を立てたのではないかという解説があったので質問したわけですが、ということは、経済産業省はこの新規建設と20年の延長というものをかなり進めるという施策があって、施策をもとに講じたときに、できる見通しであり、あるべき姿であると、こう考えていることと解釈してよろしいのでしょうか。

(松野総合政策課戦略企画室長) 原子力につきましては、これも繰り返しになりますけれども、エネルギー基本計画において徹底した省エネ、そして再エネの導入、そして火力の高効率化、これを進めまして、可能な限り低減をさせていくということになっておりまして、この方針にのっとり、その順番で検討をしたということになっております。

それで、それぞれ省エネ、再エネ、積み上げを行いまして、そこの17ページのところに書いてございますけれども、省エネ、再エネ、火力でそれぞれ削減する分が出てまいりますので、それを積み上げて削減をしたということでございますけれども、必ずしもそういう意味では、要するに具体的にどの発電所をどの程度動かすとかいうことを計上していったものではありませんので、そういう意味では、御指摘のあったような新增設を描いてこういうこ

とを数字をつくったとかといった、個別の炉ごとというか、発電所ベースの数字の積み上げではないということを御理解いただければと思います。

(阿部委員) 今のちょっとお触れになったところですが、原発依存度の低減について、17ページに基本計画を引用してありますけれども、依存度は、省エネ、再生可能エネルギーの導入、火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させるというのが出て、これは原発を低減したいという方面からは「可能な限り低減させる」という言葉が入っているので、これは非常にいいことだという評価があって、その後、エネルギー基本計画で20～22%という目標が出て、これは話が違うじゃないかと、できる限り低減するというのととは違うんじゃないのかという論点が大分ありましたね。

それに対して、ある人から聞いたんですけれども、いや、これをよく読んでくださいと。つまり、省エネ、再生可能エネルギーの導入、火力発電所の効率化などによって、可能な限りやるんだと。つまり、意地悪く解釈すると、省エネをやって努力したけれども余りできなかったと、再生可能エネルギーの導入も余りできなかったと、火力発電の効率化も余りできなかったといえ、その分しか、例えばそれで4%しか達成できなければ、要するに4%しか低減させないんだと、そういうふうに読むのがこの正しい読み方なんだと、こういう話を聞きましたけれども、そういう読み方なのでしょうか。

(松野総合政策課戦略企画室長) 今回、まず最初に我々の考え方として、その3E+Sで、これをバランスよい形で同時にこれ実現していく必要があると、これはエネルギー政策の基本的なスタンスとしてそうなものですから、ここについて具体的な目標を置いて、これらを同時に達成するにはどうしたらいいのかと、こういう議論を行いました。

原発につきましては、そういった意味で、その省エネがどこまでできるのか、再エネが最大どこまで拡大できるのか等々を議論して、その結果として原子力をこの程度活用するという姿を裏から言えばですね、低減させるということを裏から言えば、これ程度原発を活用するという姿を結果として導いたものだということでございます。

(阿部委員) これは、私も役人を大分長くやっていたので、いろんな文章からこうやって書くときに、わかりましたと、じゃあこうしましょうというので、先生、「可能な限り」ってここに入れましょうということ、私ども役人がこれ、よく使う手なんです。後で、いやいや、やっていないじゃないかといったときに、いやいや先生、私はあのとき可能な限りやると言いましたよねということ言うんで、うん、これはまたそういう手法かなとも思ったんですけれども、まあ、そこは実際のどこまでやるかは、恐らくこれからの政府のいろんな施

策のやり方などによって、どこまでできるかということは答えが出てくるんだと思います。

そこでですね、一つこの原発、電力ですけれども、このいろんな、あるいはそもそもエネルギーの問題ですけれども、今一番いろいろ議論されているのは、原発はできるだけ動かしてほしくない、しかしながら原発を動かさないと化石燃料をいっぱい使わなきゃいかんと、お金もかかるし二酸化炭素も出るということなのですが、同時にそこにおいて、日本が地球温暖化についてどういう、どれだけの貢献をするかということがあるのですが、ここは5ページの表にありますけれども、日本という国が全体で消費するエネルギーの中で、電力のために使っているエネルギーは2013年で25%、この目標でも28%ですね。ということは、ある意味では二酸化炭素を減らすために化石燃料の使用を減らすというのは、別に電力だけでやらなくてもほかの分野で、75%はほかの分野なわけですから、輸送とかその他の分野で日本という国全体として達成できれば、何も電力にだけその負担をかける必要はないという考えもできるかと思えますけれども、そういった議論は、この長期見通しをつくる段階で議論はありましたのでしょうか。それとも、電力は電力であくまでも、これは実際には業界の中でも各産業がおのおの負担をして分担しなきゃいけないんだということで、電力だけ勘弁してくれという議論はなかなかできないかもしれませんけれども、そういう、この横断的な議論はあったのでしょうか。

(松野総合政策課戦略企画室長) おっしゃるとおり、電力のほうがエネルギー全体の消費に占める割合は低いという状況でございますので、特にCO₂の観点からも、その非電力の分野での取組というのも非常に重要だという御指摘、ごもっともだと思っています。

それで、12ページのところに省エネの対策を書かせていただいておりますけれども、この、まずやっぱりその省エネ対策としてどこまでできるかというのが一番大きな鍵だと思いますけれども、この中で見ていただきますとおり、例えば運輸部門なんかは典型ですが、つまり、車の燃費の向上でありますとか、次世代自動車の普及、こういったところで、できるだけガソリン、石油製品の活用を効率的に行うということで、その非電力分野である石油製品の省エネ化というのに相当程度力を割いておりますし、例えば産業の分野でも、例えばそこに書いてあるもので申し上げますと、革新的技術の開発・導入として、これは製鉄のプロセスですけれども、環境調和型の相当程度環境に配慮した形での効率的な製鉄技術ですね。こういったもの、これは必ずしも電力に限りません。そして、その下にあります低炭素の工業炉、高性能のボイラー、こういったものも、必ずしも電気ではなくて、石油製品、あとガス、石炭、それぞれ機器によって様々違いはありますけれども、非電力分野の省エネ化、C

O₂削減の効果、こういったものも徹底的に洗い直して今回検討を行ったということでございます。

(阿部委員) 次に、この温暖化、温室効果ガスの削減というところで、このように出ておりますけれども、私、原子力委員会の直接のあれではないんですが、はたで見ていることでありますけれども、何となく、何年比何%削減という、その数字の大きさ、パーセンテージの大きさに、皆さんが一つです。この環境面での日本の貢献策に遜色のない貢献をせねばということを書いてありますけれども、何となく私は、日本がここの議論に落ち込んでしまいが日本のためにならない。つまり、日本は非常にエネルギー効率の面から、今、非常にもういいところへ行っていて、個人、国民1人当たりの二酸化炭素排出量、それから単位GNP当たり、GDP当たりの排出量って非常に低いわけですね。ですから、そういう面で競争するほうに議論を持っていったほうが、日本のためでもあるし、世界的にもやはりそのパー・キャピター・GDPで排出量の高い国に余計努力してもらう必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そういうふうに議論は持っていけないものではないでしょうか。

(松野総合政策課戦略企画室長) これは温暖化対策の議論、御指摘なものですから、私の答える範囲というか、私自身がお答えする立場に必ずしもございませぬけれども、今回、温暖化目標の策定においても、必ずしもその何%削減ありきと数値目標の設定が先にあったわけではありませぬで、この我々のエネルギーミックスの検討を踏まえて、現実的にどこまでできるのかということ、CO₂の削減目標の議論の中でもそういう意味では積み上げの議論を行っていただいているということでございます。

どの程度削減をすればいいのかというのは、なかなか私が申し上げることは難しいですけれども、エネルギー政策の一つの視点として環境適合という視点がございますので、今回のエネルギーミックスの中では、その環境適合を図るためにどこまでできるのかというのを検証させていただいて、こういう姿になったということでございます。

(阿部委員) この温暖化については、実は二酸化炭素のほかにも温暖化に寄与するものがある、例えばメタンガスなんかは二酸化炭素よりも何倍か温暖化効果が大きいと言われておりますけれども、そちらのほうを規制するという努力も、これは並行的にして、なされているのでしょうか。

(松野総合政策課戦略企画室長) メタンの、これは要するにエネルギー起源以外のガスについてですか。

(阿部委員) いや、二酸化炭素以外の温暖化。

(松野総合政策課戦略企画室長) それは温暖化対策のほうで議論されています。

(阿部委員) それから、各国がいろいろ努力をして、削減目標を掲げていますけれども、専門家に言わせると、各国が約束どおりやっても温暖化がとまらないと。既に相当温暖化が進んでいますけれども、これからこの目標、実施目標を全部やったとしても、温暖化はとまらないというのが科学者の分析として出ていますけれども、これは、やってみてダメだったら、まあしょうがないと、こういうことになるのでしょうか。それとも、これはまたパリの会議の結果を見ないといけないかもしれませんが。だからというので、またもう一回見直して、もっと厳しくするというようなことになるのでしょうか。

(松野総合政策課戦略企画室長) そういう意味では恐らく、資源エネルギー庁自身がお答えするというよりは、それは環境省を初め、全体をお尋ねいただいたほうがいいかなと思います。

(阿部委員) 最後のほうに、この発電コストの検証というのがありますね。それで、原子力のコストのことも書いてありまして、これを読むと、コストの中には資本コストなども入り、それから、事故が起こった場合の事故の対策、賠償のコスト、これも入っていますね。それから、使用済燃料の再処理の費用なども入っていますが、そこでちょっと最近、はたと考えますのは、経済産業省の別の部会で使用済燃料の再処理について、現在、日本原燃という会社が再処理工場をつくって、そのうち操業を始めるということになっているけれども、この電力が自由化されると、各電力会社が競争が厳しくなるので、再処理をしっかりとやらないかもしれないと。

よって、原燃あるいは再処理をする認可法人を新しくつくるのか、国が関与しないとこれはだめだという議論がなされているようなんですけれども、そこではたと思うのは、このいろんな比較表、どの表を見ても、原発が一番発電コストが安いとありますよね。しかも、その中には再処理などのコストも含めて一番安いわけで、素人的に考えると、そうであれば、何で自由化したときに再処理をやっていくと原発をやっていけないと、あるいは原発が競争が厳しくなるので再処理ができないというのが、どうもよく理解できないんです。

つまり、再処理のコストが入っているはずなんです。入っていて、なおかつ一番安いのに、なぜ、その自由競争になるとやっていけないのかというのがよく理解できないので、もしおわかりでしたらば教えていただけるとありがたいと思います。

(浦上原子力政策課長) 自由化後のその再処理事業の在り方につきましては、原子力の環境整備というコンテキストで今、経産省でワーキンググループを回して、御意見を進めながら検討をしている途中でございます。

そこで議論されておりますのは、決して総額として、要は高くつくので、したがって民間事業者がやらないということではなくてですね。もし仮に自由競争のもとでございますと、電力会社が倒産してしまうようなこともあり得るわけですね。そういうときに必要な経費がきちんと確保できるのかどうかという、こういう問題設定でございまして、高いからやらないので何か政府が出ていくという、こういう議論をしていることではございません。

いずれにしましても、どういう制度設計の中で進めていくか、今、有識者の議論を聞きながら制度の詳細を詰めておるところでございますので、その議論の推移を見守ってまいりたいと思っております。

(阿部委員) ありがとうございます。

(岡委員長) それでは、個別の質問と全体の質問をさせていただきます。

6 ページにバイオマスが 3.7～4.6%とありまして、たしか、ごみ発電というのはかなり今もあるんだと思うんですが、このバイオマスのこの中のテクノロジーでは、どういうことが、この大きな割合で期待されているのかというあたりは、いかがでしょうか。

(松野総合政策課戦略企画室長) ありがとうございます。バイオマスはおっしゃるとおり、様々な形態がございます。ごみを燃やすといったもの、あと木質のバイオマス等々ございますけれども、今回、こんな中では木材の、例えば現在ですとチップといったものを利用したバイオマスといったものを、量としては大きく今回見込んでいるということでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

12 ページに業務部門と家庭部門の省エネのことが書いてありまして、「BEMSによる見える化」、業務部門とありまして、それから家庭部門は「HEMSによる見える化」とありまして、これは具体的にはどういうことなのでしょう。

(松野総合政策課戦略企画室長) 我々、ベムス、ヘムスと呼んでおりますけれども、ビルのエネルギーマネジメントシステム、そしてハウスのエネルギーマネジメントシステムということでございます。需要の見える化をいたします。その、ビルとか家庭の中で設置をいたしまして、電力の使用量を見える化することによりまして省エネを図っていくといったことの効果を、今回計上しているというものでございます。

(岡委員長) 次の13 ページはエネルギー効率の改善が書いてあるのですが、この1990年から2010年の最後のほうが少し改善されて、2005年から2007年ぐらい、ちょっと細かいですけど、10%ぐらい改善されてありまして、このあたりはどのような省エネが進んだのでしょうか。

質問の趣旨は、日本は省エネで非常に昔努力をして、35%に近い改善があって、今後もそれを目標に改善をするということなんだと思うんですけど、既にこの2005年から少し3年間ぐらい下がっておりますけれど、これはどういう効果だったんでしょうか、わかりますでしょうか。

(松野総合政策課戦略企画室長) そういう意味ではまだ個別の分析までしっかりできてございませんが、御指摘のとおり、製造業を中心に、特にこの青の線の部分のときはオイルショック後ということで相当進んでまいりまして、その後やはり省エネ効果がなかなか難しくなってきたということで、緑の時代、つまり90年以降、若干やっぱり省エネが中休みしているという段階を迎えております。更に今回は、更に踏み込んだ取組を行うことによりまして省エネを一層進めるという、こういう姿を描いております。

ちょっと御指摘のところのその推移の個別の要因のところ、まだ分析をできておりませんが、今後その省エネを一層進めるに当たっても、こういったこれまでの経過をしっかりと分析しながらやっていくことが大事だろうと思っておりますので、ちょっと我々も勉強を続けたいというふうに思っております。

(岡委員長) あとは、全体の印象とか意見にはなるんですけど、やっぱり日本のエネルギー自給率は非常にまだ低い。25%って先進国の中で極めて低いというのを改めて認識したということと。

それから、発電コストの話がありましたけれども、国民のコスト負担を抑制しつつ自給率を高めていくという、そういう目標について、再生エネルギーもそうで、原子力もそうだとということなんだと思うんですけど、そういう観点で、ちょっとここには出ていないんですけど、日本の電気代って諸外国の先進国の中で非常に高くてですね。もうこれ以上高いのは御免、いろんなところに影響が出る、既に電気代は大分上がってしまったんですけど、とまっていることと、それから太陽光が入ってきたことで、現状より引き下げるという目標があって、それは非常にいいと思うんですけど、やっぱりコスト低減というのを頭に置いてやらないといけないなという感じがいたします。

日本と同じような環境状況にある韓国は、国営電力なんですけれど、非常に電気代は安くてですね。そういう意味で産業競争力とか参考になるところもあるので、日本の原子力もそれを参考に頑張らないといけないのではないかと。

それから、もう一つはコメントなんですけれど、どこだったかにエネルギーのことが書いてあって、だんだん減らすということだけは出ているんですけど、実は、エネルギー基本

計画には、可能な限り低減させる、確保する規模を見きわめると書いてあって、それがここでは抜けておりました、ある意味で確保する規模を、これは見通しだけれど、書かれたのかなど。見きわめるといいますか、これは努力目標ということもあるんだと思うんですけれど、確保する規模を見きわめるところが最近は余り言われないので、改めて、原子力は依存度は低減させるけれども、確保する規模を見きわめるといふようにエネルギー基本計画では書いてあるんだということではないかと思うんですけれど、そのあたりは何かコメントは特にございますか。

(浦上原子力政策課長) 一応この今回、数字をお示ししたということで、もちろん、特に原発のところにつきましては、原子力規制委員会の審査を経ないと、具体的にどこがどういう形で出ていくかわからない。更には稼働率なんかも、どういう設定を置くのかということによってまた数字も変わってくるというところではございますが、一応この今回のミックスの中で決めた数字というのは、その実現に向けて政府として最大限取り組んでいくということでございますので、したがって、この規模を目指して様々な政策誘導、あるいは環境整備といったことを進めていくということでございます。

したがって、その確保する規模を見定めるということについても、今回数字をお示したことによって、おのずから見定められていくということではないかなと考えております。

(岡委員長) ありがとうございます。

あとは、その温暖化の目標なのですが、温暖化の話はコスト負担の話でもあって、途上国が発展していく中、そういう中で世界がコスト負担をどうしていくかという、各国がどうしていくかという話であって、その美しい言葉、世界をリードするというだけを国民が理解をしてこの問題に取り組むと考えると、道を誤る可能性もあると私は個人的に思っているんですけれど。

むしろ世界をリードするのは、さっき阿部先生がおっしゃったような、省エネルギーで非常に1970年代、石油ショック以降非常に努力をして大きな省エネルギーを達成していると、諸外国はそういうことはないということと、世界をリードすると言っても実際は排出ガスが大きいのが中国とかアメリカとかであって、日本が努力してもその寄与はもちろんそんな大きな割合ではない。ただ、世界がそういうことをやっていく中で、日本がきちんと抜けないでちゃんとスタンスをそういうことに貢献していくということは、非常に私も重要だと思うんですけれど、ちょっとその最後のところは、結局その新興国の発展を図りながらコスト負担をどうするのよと、その中でまた、もうちょっと厳しい問題としてはエネルギーの安

定供給の問題も出てくると。

もう一つコメントとしては、エネルギー自給率が非常に低いのは、今もそうなんだけれど、実は昔から変わっていない。事故になって余計低くなったんですけど、第二次大戦はアメリカが石油を禁輸したから太平洋戦争が起こったと、これは直接の原因ですよ。歴史的教訓なので、そのエネルギー自給率が非常に低いということは昔から変わってなくて、特に日本が産業発展をした後、余計そういうことになってしまっているということで、これは非常に国の独立ということとも関係して、甘い問題ではないと言いますか、ある意味で今、中国が南シナ海あるいは東シナ海でいろいろ活動していますけれど、あれもそういうエネルギー資源とも関係した活動というふうに見ることもできるわけで、エネルギーの問題は環境問題も含めて非常に多様であるなど。それを我々はきちんと理解をしながら進んでいかないといけないなということで、そういう見方が情報として国民に十分出るようになってきているかなという、ちょっと心配なところがあって、それは原子力の情報が必ずしも国民に全部届いていないというようなことと似ているんですけど、そういうところが少し心配であるなという気がいたします。

何かコメントございますでしょうか。

(浦上原子力政策課長) 確かにその安全保障上の意義みたいなところにつきましては、我々も、例えば先般のエネルギー白書の中で様々な分析を、国際比較も交えながらやっております、是非委員会のほうの御助力も得ながら、そうした面での国民への情報提供とかいうのをしっかり進めていきたいと考えております。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、そのほか御質問ございますでしょうか。

どうぞ。

(阿部委員) 最後の自給率の話ですが、委員長のコメントにあれですけれども、確かに対日石油禁輸、これが太平洋戦争が始まった直接のきっかけの一つであったということは、私、言えると思います。ただ、太平洋戦争はなぜ始まったのかという問題については、これはまさにいろんな歴史家が検証しているわけですけれども、必ずしも禁輸の結果始まったのではなくて、あれは最後の最後の段階での一つの現象なんですね。ですから、それをもって自給率がどうのこうのという議論はちょっと若干、飛躍があるように私は思います。

そこで、翻って自給率の問題ですが、自給率を上げなきゃいかんということが書いてありますね。それが政策の一部なんだということなんです、ここは若干、私は気をつけたほう

がいいと思います。

というのは、日本だけではなくて世界中いろいろ見ますと、自給率の向上という議論は往々にして国内の弱体な産業、業界を保護するために非常に頻繁に使われる議論で、必ずしも本当の意味で自給率を上げなきゃいかんという理由でやっておるとは限りません。これは、例えばアメリカでもかつて石油の業界が苦しくなると、アメリカの石油の備蓄をしようじゃないかとかですね、いろんな問題が出てくる。これは必ずしも本当の意味で国の安全保障を考えてやっているかという、若干そこは考える必要があると。

そこで、一つ自給率ということも考えるとあれなのは、非常に高いコストを払い、犠牲を払って、自給率を例えば10%から20%に上げるというのが、これは一つの政策ですね。しかしながら、それについてはかなりのコストもかかるということで、それを20年に1回、30年に1回しか来ないかもしれないエネルギー供給の断絶の危機ということに対してそういうこともやるのかとなると、これは経済学者に計算してもらいたいんですけども、30年掛ける追加コストというものの比較と、もう一つの方法は、やり方は、むしろ平時、平和なときはできるだけ安いものを使ってやったほうがいいんですということでやって、ただし、供給が途絶えたり緊急事態が起こるといけないので、そのときのための何か備えもしておく。これは日本も既にやっているわけですけども、石油の備蓄ということをやっていますよね。石油に依存すると危ないので依存率を下げるというよりも、むしろこれは備蓄をしておいて、いざという、もし万が一のことが起こったときはということなので、そういう意味においてはそういう対処の仕方もあるので、これは経済効率とコストの問題をよく考えて対処していただければいいと思います。

(岡委員長) 第二次大戦のは、おっしゃるとおりきっかけだと思んですけど、私が申し上げたいのは、たとえばアメリカはもともと輸入を25%以下、絶対それを超えないという政策があって、石油の禁輸なんかしておりまして、天然ガス、シェールガスが出るまでは自国の石油は輸出していなかったわけですし、エネルギーセキュリティーというのはそんなに甘いものではないと私は思いますので、きっかけはそうかもしれないけれども、日本のエネルギー自給率は非常に低い、25%。まあ今は6%、川内が動いてちょっと上がるかもしれませんが、非常に低いという状況はやっぱりよく認識しないといけないというふうに思っております。

コストを上げて、それをやればいいと、私は全然思っておりません。自由化の中でコスト力競争することによって下がる部分もあるし、制度をきちんとすることによってということ

で、そういう中で、国はどちらかというと制度ということなんだと思うんですけど、この中にもコストは現状より引き下げると書いてありますので、そういう方向で努力をするのが重要なんだと思っております。

そのほか、ございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、議題2について、事務局から御説明をお願いいたします。

(室谷参事官) ありがとうございます。議題2番目でございますけれども、国際原子力機関（IAEA）福島第一原子力発電所事故報告書について、本日は外務省の臼井国際原子力協力室長から御説明をいただく予定でございます。

また、その後の質疑応答におきましては、内閣府の原子力防災担当の今井参事官補佐、そして厚生労働省の三木輸入食品安全対策室長、厚労省の中園基準審査課長補佐、厚労省の前田電離放射線労働者健康対策室長、経産省エネ庁の樋本原子力発電所事故収束対応調整官、環境省の得津放射線健康管理担当参事官、環境省の坂井除染涉外広報室長補佐、そして原子力規制庁の藤田長官官房国際室長から、適宜御発言をいただく予定でございます。それでは、臼井室長、よろしくお願い申し上げます。

(臼井国際原子力協力室長) 外務省国際原子力協力室長の臼井と申します。本日はよろしくお願い申し上げます。

先ほど御紹介がありましたように、国際原子力機関 IAEA は 8 月 31 日、ちょうど 1 週間ぐらい前の話ですが、福島第一原子力発電所事故に関する報告書を IAEA ホームページに公表しております。

具体的には、この 200 ページぐらいの報告書が 1 冊、それから、千数百ページの技術文書がホームページに公表されております。

また、同時に日本語として、もう既に 8 月 31 日の時点でこの報告書のうち、巻頭言と、あともう一つはその要約の部分は、既に日本語のホームページに 8 月 31 日の時点で載っております。きょう事務局のほうからお配りいただいているのも、その書類でございます。

もう一つ、この報告書——約 200 ページの報告書なのですが——の全体の和訳というのも昨晚、今日の未明に載っております、これもまた IAEA のホームページの同じ場所にありますので、よろしければ御参照いただきたいというふうに考えております。

報告書の内容でございますが、主に事故の概要、それから安全性評価、緊急時対応、放射線影響、それから最後に事故後の復旧のテーマに分けて、概要及び国際社会が共有できる教

訓とは何かということに記載しております。

具体的な内容については後ほど御説明しますので割愛しますが、経緯につきましては、2012年9月のIAEA総会で、天野事務局長が、この福島第一原子力発電所事故に関する報告書を作成するということを発表されて、その後、経済協力開発機構（OECD）原子力機関（NEA）、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）などの参加を得た国際諮問委員会を立ち上げ、その事故の詳細と背景、それから安全性評価、緊急時の備えと対応、放射線による影響、事故後の復旧ということの5つのワーキンググループを立てて作業を進めてきました。この報告書の作成には42カ国から約180名の専門家が参加しているということになっています。それで、ことしの5月にはIAEAの内部の加盟国用サイトに報告書案を掲載し、それから今回、8月31日に公表したという次第でございます。

今後の予定でございますが、報告書は出ておりますが、IAEAとしては9月17日、これはちょうどIAEA総会の期間中でございますが、サイドイベントを開催して、本報告書の内容について説明を行いたいというふうに伺っております。

次のページをめくっていただくと、報告書のポイントというのをまとめさせていただいておりますので、これも簡単に御紹介させていただきたいというふうに考えております。

一番最初の天野事務局長の巻頭言ですが、ここについては、事故の要因の一つは、日本の原発は非常に安全であり、これほどの規模の事故は全く考えられないという、日本で広く受け入れられていた想定があったと、そして、日本は重大な原子力事故への備えが十分ではなかったというようなことが書いてあると。

同時に、規制の責任が複数機関に分散し、また、権限の所在が明らかでなかった。同一施設で複数の原子炉が同時に危機に陥る可能性は想定されておらず、大規模な災害と同時に原子力事故が起こる可能性への備えも不十分だったというような御指摘をいただいております。

事故以降、日本は従来以上に国際基準に合致すべく規制体制を改革し、規制当局にはより明確な責任と権限が付与されたと。そして、緊急事態への準備・対応の制度も強化されたということも同時に書いてあります。

報告書の方ですが、原子力安全の考慮ということについて書かれております。建設当初の設計で考慮された地震のハザードと津波については、構造地質学の基準を十分に考慮したのではなく、そうした基準を使用する再評価は実施されていなかった。

事故発生時の規則とか指針とか手順書については、十分に国際的慣行に沿うものではなかった。

それから、最新の情報を使用した、事故前の波源モデルを使用する試算では、当初の設計及び以前の再評価で行われた見積りで規定されたよりも、相当に大きい津波を予想した。ただし、事故の発生時にさらなる評価が実施されていたが、その間、追加の補完措置は実施されなかった。

福島第一原子力発電所の設計は、3つのレベルの深層防護というのがあるのですが、つまり、異常発生を防止する対策、それから、異常の拡大・事故への発展を防止する対策、それから、事故の拡大と炉心損傷に至らせない対策という、この3つの深層防護のための設備とシステムは考慮していたが、津波のような外部ハザードについて十分な検討がされていなかった。

2013年、新規制基準が施行され、地震及び津波等の外部事象の影響の再評価を含め、共通原因による全ての安全機能の同時喪失を防止するための対策を強化したと。また、炉心損傷、格納容器損傷及び放射性物質の拡散に対する新たなシビアアクシデント対策も導入されたということが書かれております。

また、今度は緊急時への備えと対応ということで、次のページを見ていただきたいのですが、事故の発生時、国と地方レベルで原子力緊急事態と自然災害に対応するための別々の体制がとられていた。原子力緊急事態と自然災害が同時に発生した場合に対応するための調整された体制がなかったという御指摘があります。

事故後、日本における国の緊急時の備えと対応の体制は、政府、事業者、政府と国会がそれぞれ設立した2つの調査委員会による分析の結果や、緊急時の備えと対応の分野に関連するIAEAの安全基準を考慮して、多くの事項が改訂されたということになっています。

もう一つは、放射線の影響でございますが、事故は、環境への放射性核種の放出をもたらした。放射性核種の放射能測定値は、物理的壊変、環境輸送プロセス及び除染活動のため、時間を追って減ってきている。

本報告書の結論は、UNSCEARの報告の結論と一致。UNSCEARは、「被ばくした公衆の構成員とその子孫の間で、放射線関連の健康影響の発生率について識別可能な上昇は予測されない」と確認した。

もう一つ、甲状腺線量は一般的に低く、事故に起因する小児甲状腺がんの増加の可能性は低いという御指摘もされています。

最後、事故後の復旧でございますが、地面の表面などに沈着した放射性核種からの外部線量が被ばくの主な経路であり、環境修復戦略は、優先地域（住居地域）に存在する放射性セシウムのレベルを下げることによって、そのような被ばくの可能性を低減する除染の活動に

主眼を置いていると。

汚染水については、海洋への管理された放出の再開の可能性も含む、全てのオプションを考慮した上で、より持続可能な解決策が必要である。最終的な意思決定には、利害関係者の関与が必要だという御指摘がされています。

最後の点ですが、福島県で導入された再生と再建プロジェクトは、事故の社会経済的影響の理解に基づいて策定された。信頼を構築するためには、復旧活動に関する公衆とのコミュニケーションが不可欠であるが、コミュニケーションは事故後に改善され、影響を受けた住民は次第に意思決定と環境修復活動に関与するようになったというふうに指摘がされています。

報告書のポイントは以上でございます。

ありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございました。

それでは、御質問をお願いいたします。

(阿部委員) 御説明ありがとうございます。

一つ、事故後の I A E A での議論で出てきたことは、日本が I A E A の原子力安全条約、それから安全のガイドラインなどに必ずしも全面的に従っていなかったというのが、ここへ指摘してありますけれども、そういうことを踏まえて、そもそも、その原子力安全に関する規定を強制規定にすべきではないかという議論が I A E A であったと思うのですが、あの議論はその後どうなっていますでしょうか。やっぱりいろんな国の反対があって、あくまでも、このいろんな安全はガイドラインに過ぎないという状況が続いていて、その変化の見通しはいかがでしょうか。

(臼井国際原子力協力室長) 原子力安全条約というのがございますが、これに関してはそこに規定されているものというのはございます。他方、その後ですね、例えば幾つか原子力安全に関する条約については改正を行って、一部盛り込もうと。例えば、そのもとのつくった後のものでも、新しい基準ができればそれを適用するとか、そういったものも議論することがありましたが、基本、最終的には、今のところ新しい議論については、拘束力がない形で、宣言みたいな形でまとまっていると承知しています。

(阿部委員) そこについて、変わる見通しが余りないということですね。

(臼井国際原子力協力室長) 現状においてはそうだと思います。

(阿部委員) それから、もう一つあったのは、その原子力安全条約というのがあって、日本も

当事国であり、今、批准しているわけですが、その中に規制当局と推進当局は別にすべきであるということが書いてあるんだけど、日本はやっていなかったと。

実は、あの条約を読むと、適切に何とか何とかするところがあるところが出てくるんですね。要するに、ですから、いろんな要請は書かれてあるけれども、どういうふうにするかは、これは適切であるかは加入している各国が自分で判断するというので、余りこの意味においては強い効果のない条約ではないかという指摘もあるのですが、それを克服する方法としては、その入っている国が集まって、ピアレビューですね、ここにも書いてありますけれども、それを濃密に頻繁にやることによって、お宅の国はこれをやっていないし、やったほうがいいんじゃないかということで、技術的にこの強化するというのがあって、これもたしか IAEA でもっと頻繁にやろうじゃないかと、そのためには予算も必要だということが議論なされていましたが、これは改善されたのでしょうか。

(臼井国際原子力協力室長) IAEA においては、この福島事故があった後に、その行動計画というのをつくって、5年の計画なのですが、そういう中でピアレビューとか、あとは IAEA のミッションの受け入れとか、そういったものもやっていきたいと思いますということで、それはいろいろ、そういうフォローアップというのもなされております。

(阿部委員) 次に、緊急時の備えということですが、担当の方もいらしたので。結局、最後はその事故が起こったときは、そもそもが運転者、電力会社がまず対応して、次にその自治体に対応して、しかしながら非常に大きな事故になると、やっぱりいろんな機材とか人材、資源などの面でも国が出ていかなきゃいけないということで、国が、まあ、たしかに最後は出てくる必要があるし、かなり、それも地方からの要請を待つのではなくて、むしろ場合によっては見ていて自主的にぱっと、これは必要だということで出ていっていいと思うんですけども、でも、そのためにはかなりの機材が必要であるし、それから、要員の普段からの訓練も必要ですね。というものは、実際この、なされつつあるのでしょうか。

例えば、自衛隊とか、消防、ただし日本は国の消防はありませんから、どこかがやらなきゃいけないですけども、それについても全国的に調整をして、大きな自治体には、こうこういうものだから普段から用意しておいてもらおうというふうなことは、努力はなされつつあるのでしょうか。いかがでしょうか。

(今井参事官補佐) 内閣府の原子力防災担当でございます。委員の御指摘はちょっと、いわゆるオンサイト、いわゆる炉の話なのか、オフサイトなのか、ちょっとはつきりわからなかったのですが、今ちょっとオフサイトの住民の避難等に関する部分についてお答えをいたしま

すと、当然ながら今、各地で緊急時対応という形で、住民の皆さんがいざ非難するという事になった場合にどういう形で対応するかということについて、具体的な対応を国と自治体と一緒に詰めているところがございますが、その中で当然、まずは自治体のほうで通常の防災と同様に、いろいろバスの手配とかですね、そういう方が、民間事業者の方と協力しながら手配をいただくということは、まずやっていただいた上で、それでも当然足りない場合には、国のほうで様々な調整をするということになっております。

まず、すぐ、いわゆる実動部隊ですね、自衛隊ですとか消防ですとか警察ですとかということになるというよりは、まず広域的な調整というのを国の方で担って、輸送能力等を確保すると。その上で、かなりそれでも足りないという場合には、当然ながら国として防衛省なり消防庁なり警察庁なりから、要請を出して出動していただくと。

その、それぞれの部隊の放射線防御の準備等の装備については、震災、福島事故以前も当然ながらそれぞれ持っておりましたが、それぞれの組織のほうで今も予算措置等をして準備、増強を進めているという、そういう段階にあるというふうに認識をしております。

(阿部委員) 福島の様子を見ても、例えば緊急電源が必要だと、あるいは訓練が欲しいとか、あるいは入っていくロボットが欲しいとか、いろいろあるわけですが、そういうことは各都道府県が全部用意するのは大変なので、国がある程度用意しておいて、いざというときにはそれを持っていくと、それを使う要員も訓練をしておくというようなことは、既に国としてなさっているのかどうか。

それから、例えば消防にしても、あのときたしか東京都の消防庁は、何で我々が行くのかと、我々は東京都の消防のためにあるんだということで、大分、最初、躊躇がありましたよね。そういうことも、普段から何らかのネットワークか何かをつくって、いざというときには行きますと。なおかつ、要員についても、そういうときに自分に行く用意がありますというのをあらかじめとりつけておけば動きが早いんですが、その起こってから行く人いますかって募集するよりはね。そういったことは、なさっているんでしょうか。

(藤田長官官房総務課国際室長) 原子力規制庁の藤田と申します。オンサイト、つまり、サイトの中の事故収束に向けた活動については原子力規制庁で担当しておりますけれども、いざそういったことが起こった場合に自衛隊とか消防とか必要になってくるわけですが、実際の訓練は、まだ今のところはそこまでは至っていないと思います。これから、どういうふうになっていくかということを集まって何らかの合意をつくっていこうというような、そういう段階になろうかと思っております。以上です。

(阿部委員) 例えば、海外の緊急災害のときには、国際緊急援助隊とかいうのがあって、警察庁と消防庁で全国に組織して、お宅のこのあれは、いざというときには声をかけるから行ってほしいということで、たしかあらかじめデジグネートして、それなりの心構えと用意もしていますよね。ああいうことをやっておけば、次にもし何かあったときに対応が早くできるんじゃないかなと思うんですけれども、そうなっているかどうか。

(藤田長官官房総務課国際室長) まだ現状では、そこまで至っていないと思います。今後の課題であろうかと思います。

(阿部委員) それから、放射線の影響について、UNSCEARの報告と一致しているということで、健康影響について、発生については識別可能な上昇は予測されないということで、心配な人にとっては、そうすると識別できない程度のものは起こるかもしれないなど、こういうふうにも解釈できるわけですね。

それで、恐らく識別可能であるかどうかというのは、疫学的な調査とか研究、それ医学的な症状の診断などの進歩とともに、ある意味ではこの識別可能な敷居はだんだん下がってくるような気がしますけれども、その辺はどうなのでしょう。

(得津放射線健康管理担当参事官) 環境省ですけれども、住民の健康管理の方を所管しております。今般の原発事故について、識別可能な上昇は予測されないというような国際的な評価について、私どもで開催した専門家会議でも同様な結論が得られているというような状況になっております。

今後の推移、確かにいろんな技術が進歩することによって、そういった識別可能な部分というのがだんだん狭まってくることが考えられるかもしれませんが、それは、どうなるかというのは確実に予測ができない、また困難であって、環境省専門家会議においては、線量は低いものの、やはりがんを含めた疾病モニタリング、これはすべきだろうというような御指摘をいただいているところです。福島県及び近隣県において、厚労省でやっておりますがん登録や、ほかの疾病統計などいろいろありますけれども、そういったものを活用しながら、そのトレンドを見ていくということを、環境省の研究事業でやっていきたいと思っております。

また、福島県で甲状腺の方の調査をやっておりますけれども、あちらの方についてはかなり細かくやっていたところではあります。今は、二巡目の検査が行われていて、引き続き三巡目、四巡目というふうな形で行われていくことになるかと思っております。長期的にウオッチしていく必要があるだろうと思っております。国の方の基金で県は検査をやってい

くというふうなことになっていきますけれども、やはり数十年規模でできるような形で、進めているというような状況であります。

(阿部委員) 次に、事故後の復旧のところで、汚染水の問題ですね。ここで、全てのオプションを考慮した上で、より持続可能な解決策が必要であるというようなことが書いてありますけれども、よく言われるのは、セシウム、ストロンチウムなどなどは除去できるけれども、最後はトリチウムはなかなか除去できないということで、かつ、その健康などに与える影響はあっても非常にほかの核種に比べれば低いので、これは流したほうが良いという意見も各方面にあるように聞いておりますけれども、この部分では、トリチウムについてはどのようなことを特定して言及しているのでしょうか。それとも、これはここにあるように非常に一般的な、ほんわかした書き方になっているのでしょうか。

(樋本原子力発電所事故収束対応調整官) 事故収束室ですけれども、今、添付の資料の18ページにも記載されていますけれども、特にトリチウム水に限定する形ではない形で書かれているかなという認識をしております。いずれにしても、ここでもありますように、私どもとしても、この利害関係者の関与が必要というふうに書かれておりますことも踏まえまして、まさに地元の御理解も得つつ、どういったその800基を超えるタンクに貯蔵されています汚染水への対応ということについては、引き続きいろんな方策を検討していく必要があるというふうに認識しております。

以上です。

(阿部委員) ありがとうございます。

(岡委員長) それでは、私のほうからも質問させていただきます。

一つはきょう外務省から御紹介をいただいたのは、更に抜粋の、更にある要約みたいなので、この資料2-2にその要約の全訳といいますか、それが出ておまして、例えば7ページから横棒で、そのポイントといいますか、どういうことが教訓であるかということがまとめられております。これは日本にとっても非常に重要で、これをちゃんとフォローすることが世界に対する責務だと思います。

それから、この事故のことは非常にたくさんの省庁に御関係をいただいた、御迷惑をかけたと思っております。全体がどういうことを分担しているのかということも、実は私自身もよくわかっていなかったことがありまして、きょうはたくさんの方に来ていただいておりますので、せっかくですので、それぞれの省庁がどういうことを担当して、それで、このIAEAのレコメンデーションといいますか、そういうこともちょっと念頭に置きながら、簡

単で結構ですので、今後の方向も含めましてちょっと一言ずつといたしますか、そんな長い時間はかからずに、ちょっと状況を御説明いただける機会に使わせていただけるとありがたいんですけど。

それで、最後に全体をまとめるということで内閣府の方をお願いするとして、厚生労働省のほうから、この名簿の順番で、すみませんがお願いできますでしょうか。

(前田電離放射線労働者健康対策室長) 厚生労働省の電離放射線労働者健康対策室長、前田と申します。一番私どもの施策に関係ある部分といたしましては、この後ろについています15ページの、ちょうど真ん中の少し上のあたりでございますが、原子力発電所で働く労働者の健康管理を所管してございます。

この15ページの少し真ん中の上のところに、約2万3,000人の方が2011年12月のステップ2、いわゆる冷温停止状態まで、その原子炉の冷却作業のほうに当たられたと。そして、その174名が緊急作業に対する本来の基準を超えるということで、被ばく線量が100ミリシーベルトを超えた方が174人と。そのときに、緊急時の被ばく線量を250ミリシーベルトに引き上げてございましたが、それも超えた方が6名ということで、一番被ばくされた方が678ミリシーベルトということでございました。

こういった教訓を踏まえまして、厚生労働省の電離放射線障害防止規則というものですとか、関連する告示も改正いたしまして、その緊急事態が発生したときに、あらかじめ電力会社が原子力の防災要員を指名するとか、保護具、タイベックとか全面マスクとかの使用方法を含む特別教育を実施すること。そういったことを今後、事業者に義務づけるということを進めているところでございます。

それから、あと、この2万3,000名の方について、将来的に白内障とか白血病とか、そういう健康影響が出てくるかもしれないということで、この労働者の方々を生涯にわたって追跡するという疫学的研究というものも、平成26年度から進めているところでございます。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

食品のあたりは、いかがですか。

(三木輸入食品安全対策室長) 厚生労働省の食品安全部の三木と申します。よろしくお願いたします。私どもは食品の安全性確保ということを主眼として行っておりまして、この事故の関係で行ったことについては、食品の安全確保を行うために、まず、事故当時は暫定規制

値というものを導入をいたしまして、これは一般、暫定規制値というものを導入いたしまして、この基準値を超えるような食品が出荷されないような、これは消費者の口に入らないようなという取組を行ってきたということでございます。

更に、その1年後といいますか、その後ですね、基準値の見直しというのを行いまして、食品衛生法に基づく放射線の基準値と、これはセシウムをベースにして、一般食品については100Bqということで設定をしております。

それについては、コーデックス委員会が採用されている、これは食品の国際規格を策定しているFAOとWHOの合同規格でございますけれども、ここで年間線量1ミリシーベルトというのが決められておりますので、これをもとにしまして、私どもは事故が起こったという当事国であることから、この放射性物質を含む食品の流通、パーセントが大体50%というふうな想定でもって、これに性別とか年齢別の食品摂取量も考慮いたしまして、更に放射性セシウム以外のプルトニウムであるとかストロンチウム90といった核種も考慮して、こういった計算をもとに、一般食品で100Bq/Kgという基準値を設定をしたところでございます。

この設定に当たりましては、薬事食品衛生審議会、私ども厚生労働省で持っております審議会や、内閣府の食品安全委員会等、多くの専門家の方の議論を踏まえて、科学的根拠に基づいて設定をされたというものでございます。

一つ、こういった食品衛生法に基づく食品の基準値というものをつくってございまして、もう一つ、この基準値に基づいた監視・指導という一環の中で、モニタリングというのをやっております。これは、原子力災害対策本部が策定をしておりますガイドラインに従いまして、地方自治体、ここは基本的には対象自治体が17都県となっておりますけれども、ここにおきまして主にモニタリング検査を実施してございまして、基準値を超過した食品については食品衛生法に基づいて回収とか廃棄とかを行っておりますし、この基準値の超過に地域的な広がりがあるといったような場合については、原子力災害対策特別措置法に基づきまして出荷制限というふうな対応をとっておるところでございます。

現在、モニタリング等が毎年度、当然のことながら行われてございまして、なかなか最近では基準値を上回るようなものは、野生のものを中心に、野生の鳥獣でありますとか、山菜やキノコ等に大分集約されてきつつある状況ではございますけれども、引き続き適切な出荷制限なり、問題がないものについては出荷制限の解除という手続を行いながら、適切に食品の安全確保を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

食品を海外でまだ輸入禁止に、食品といいますか、輸入禁止になっている農産物は、これは農林省なんではないか。

(三木輸入食品安全対策室長) 基本的に輸出促進といいますか、輸出の関係については農林水産省がやっております。

(岡委員長) 農林省、きょうは来ておられない、はい。

(三木輸入食品安全対策室長) 関係省庁が協力をするというので、私どもはモニタリングの結果とか、そういった正確なデータを外国の方に提供して、正確に把握していただくということに努めてございます。

(岡委員長) 地元から見ればそこが一番気になっているところもあって、その今、データはホームページで公開がされていると、そういうことでございますね。

(三木輸入食品安全対策室長) はい。

(岡委員長) あともう一つ、ちょっと食品については基準が厳し過ぎるのではないかということが、ちょっと I A E A に、ちらっと書いてありまして、その基準そのものの話を今する気はないんですけど、私も何でかなと思って理解しようと思って調べたんですが、コーデックスの英文の情報はすぐ出てくるんですけど、日本では食品の基準を決めるときに、食品の半数が汚染していると仮定したというところまではわかるんですけど、何でそうしたんだということはわからないんですね。

多分、私は直接お聞きすればわかるんだと思うんですが、私がわかってもしようがなく、国民がこういうのはわかる状態にしなくちゃいけない。これは実は食品の話だけじゃなくて、日本のこの種類の情報の、根拠になる情報の開示の仕方の問題が、食品に限らずあると思っていて、ちょっと私が十分見つけられないのかもしれないんですけど、ある限られた時間で結局、国民が探したときに見つからないとしようがないということで、ちょっとそこは、ほかの原子力分野の情報全てがそうなんですけれど、課題はあるかなと思っておりますけれど。

(三木輸入食品安全対策室長) 食品の、コーデックス委員会での放射性物質については、汚染地域からの食品の占有率を考慮するという考え方が取り入れられておまして、日本は事故が発生したという国でもありますし、食料自給率とかを考えますと、まあ 50% というのが妥当であろうというのが、これは当時の食品の専門家討議の中でもそういうふうな結論にな

ったというところでございます。

委員長がおっしゃられるような国民の理解というところについては、消費者庁を中心としまして、厚生労働省と農林水産省、食品安全委員会とですね、やっぱりリスクコミュニケーションというのに努めておりまして、データ公開、データを全部公表するということも含めて、正確に理解をしていただくということに努めてございます。

(岡委員長) ありがとうございます。もうちょっと、どうしてそうなったかまで聞きたくなっちゃったんですけど、要するに実際は農産物を検査してみても汚染が基準を超えているのは本当に0.何%で非常に少なく、それに対して半数が汚染していると仮定したところに非常に大きな保守性がある。それから、1ミリシーベルトは、危ないという基準ではなくて、ある意味でICRPの基準であるというところかなと思って理解をしているんですけど、そんなことでよろしいでしょうか。

(三木輸入食品安全対策室長) そういう、委員長が今おっしゃられたことも踏まえて、当時やはり大分基準値を超過しているものもございましたので、当時の専門家の中のそういう議論になって、結論づけられたということでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

こちらの基本的考え方の中で事故のこともいろいろヒアリングさせていただきまして、食品のこと、あるいは汚染の費用対効果のこととか、いろいろコメントをいただいております。どうもありがとうございます。

厚労省のほうで、そのほかの分野はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、次は経産省のほう、お願いいたします。

(樋本原子力発電所事故収束対応調整官) 資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室でございますけれども、私どものほうはまさに皆様にいろいろ御迷惑をおかけしています、この福島第一原子力発電所の事故の収束に向けた対応に関する政策を進めさせていただいております、現下の状況ですが、廃炉対策及び汚染水対策、これの進捗を進めるということで、ことしの6月に関係省庁と閣僚会議を開かせていただいて、そこで中長期ロードマップのほうを改訂させていただいております、まさにそれに基づくそれぞれの対策の進捗の管理を進めていくということが一つの仕事かなと思っております。

あとは、当然ですが、その進捗に伴って適切なタイミングで、またその中長期ロードマップのほうの改訂も必要に応じて取り組んでいくということになろうかなというふうに認識をしております。

特に今回のその改訂に当たっては、とにかくそのスキームでも、そのリスク低減をすることを最優先にということで、その方針に従っての中長期ロードマップの改訂をさせていただいたというところでございます。

引き続き、原子力委員会の先生方も含めて、いろんな関係各方面の御理解をいただきながら、対策をきちんと進めていくということかなという認識をしております。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

次は、環境省、いかがでしょうか。

(得津放射線健康管理担当参事官) 環境省です。私ども環境省は何をやっているかという、除染と、それからその廃棄物の処分といいますか、中間貯蔵。それから県外、あるいはその警戒区域外の汚染廃棄物、それらの指定廃棄物についての処分を担当しているのと、それから、放射線による住民の健康管理を担当しています。後者の方は当初は内閣府の被災者生活支援チームの医療班でやっておりましたが、その機能を平成24年9月19日に環境省に移管して、今、先ほど申し上げました除染や中間貯蔵、健康管理を担当している状況でございます。

詳しいことはまた、これまでもいろんなところでお示しはしてきたかと思えますけれども、環境省は、これまで原子力についてノウハウがない中で、非常に苦労してここまでやってきているというような状況であります。いろんな有識者の方からの御支援等をいただいてやっているというような状況でありますけれども、何を行うにしても、やはり不安に思う方が多くて、特に健康管理の部分については、健康不安に対するリスクミ事業を県内外で展開をしているというような状況でありますし、また、除染というような切り口でも、その県内でどれだけ除染が進んでいるのかということ、それから、除染に対するその理解を深めていただくということで、そういった切り口でのリスクミについても環境省でやっている状況であります。

非常に難問が多い状況でありますけれども、環境省としては省内でチームを作って、様々連携しながら対処に当たっているというような状況にあります。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、規制庁、いかがでしょうか。

(藤田長官官房総務課国際室長) 原子力規制庁ですが、今回の事故を踏まえまして、従来不十分であったと言われる外部ハザード、地震、津波に対する対策ですとか、あるいはアクシデ

ント・マネジメント、つまり、こういう過酷事故が起こった際の対策、これは従来、事業者が自主的に行っておりましたけれども、それを規制基準にしっかり盛り込んで義務づけるということで、新しい規制基準をつくり、そして取り組んでいるところでございます。

新しい規制基準は施行されて、シビアアクシデント対策も導入されたというようなことは報告書に既にかかれておりますけれども、基本的にはこの I A E A の指摘は全て規制基準に含まれておりまして、現在進めておるところです。

しかし、また、今後とも知見の進歩というものがありますので、これは再評価してしっかり是正措置の中に組み入れていくということも新しい規制制度の中に入ってございまして、そういったことで今後とも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

I C R P との関係があつて、I C R P は少し基準を検討し直すとかいうようなことも行っていますけれども、それは規制庁のほうでフォローすると、そういうことなんでしょうかね。

(藤田長官官房総務課国際室長) 放射線審議会ですから、規制庁ですね。

(岡委員長) 規制庁ね。ありがとうございます。

規制庁は非常にいろんなことを御担当だと思んですけど、それでは、内閣府のほうから、ちょっと今まで抜けているところも含めて、少し全体像をわかるように教えていただくとありがたい。

(今井参事官補佐) 内閣府でございます。内閣府の今、こちらは原子力防災担当というところでございますけれども、こちらは最近できた部署でございます。福島事故以降、規制庁ができると同時に、内閣府のほうでオフサイトの防災を中心に担当をしております。具体的には、既にこちらの委員会でも、当方の参事官から御説明をしたことがあったかと存じますが、緊急時には地方自治体を中心に、その第5層と申しますか、放射線を防ぐための、害を防ぐための対応をする必要がございますので、そちらの対応につきまして、国と自治体で一体となりまして対応を考えていくと、そういうことを各地の地域原子力防災協議会というところで進めております。

また、それに必要となります予算措置等につきましても、国のほうで手当てをいたしまして、自治体を通じて、必要などころにつけ、使っていただくという形の事業を進めております。

また、それに合わせまして、計画をつくるだけではやはり実効性が伴わないということで、

これを訓練を通じて更に実効的にしていくと、そういう形のPDCAサイクルを回していくという取組を今、新たに始めているという、そういったところでございます。

緊急時対応に関しましては、関係省庁を取りまとめている形になりますので、こちらにきょうお越しいただいている規制庁を含めて、各行政機関の協力をいただきながら、その協議会という場で進めていると、そういう状況でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

この原子力委員会では、基本的考え方をつくる中で、先ほどちょっと申し上げました、いろんな方に御意見を伺っておりまして、当然その福島を踏まえてということで、いろいろ御意見をいただいております。

それから、国民のほうからも、やはり非常に大きなコミュニティーが崩壊するようなことで、非常に困るというようなことをいただいているわけですけど、これをどういうふうに、その個別の教訓はそれぞれの御担当のところだと思うのですが、全体として何かやっぱり次に使える形でまとめるといいますか、そういうことが日本、あるいは我々原子力をやっていく上での責任かなと思っております、どういうことかといいますと、国民が言っている、やっぱり一番気にしていることは、原子力の社会的安全性といえますか、事故に伴う大きな、放射線とか原子力の事故に伴う心理的、社会的影響であるというふうに理解をしたんですけど、そうすると、それを低減をするために我々、今、非常に皆さんお忙しくて大変だと思うんですけど、その御経験も生かして、プロアクティブにそういう教訓をまとめる作業をするのがいいのかなと思っております、室谷参事官にちょっと御提案をしております。

それは個別の教訓を書き連ねるというより、むしろこれから、今やっていることとは直接リンクしないといえますか、そういう形でやるほうがいいのかもしいかなのですが、今後生かすために、例えば、これは非常に広くてですね。健康の視点、実は放射線リスクの話だけではないんですね。リスクコミュニケーションはそのある部分だし、それから初めの初動のときのいろんな情報の提供の仕方もその一部分ですし、それから、事故が起こったとき、発災時と、それから事故が続いている、あるいは少し収束に向かっている時期、それから復旧の時期、それぞれにおいてそれぞれ教訓があると思うんですけど、それを何かうまくまとめられないか。一次産業への影響、二次産業への影響、三次産業への影響。それから、福島で実際地方行政に携わった方、あるいはそういう方、病院の方、あるいは保健婦の方、そういういろんな経験がある。実際は補償の方も含めてカウンセリングであると、リスクコミュニケーションというよりもカウンセリングになっているんですけど、そういうことを。

それから、もうちょっと広く見ますと、例えば津波で町がやられてしまったところ、市がやられてしまったところの、いろんな復旧の仕方があって、非常にいい復旧をしているところもある。最近新聞で読んだのは、岩沼市は市長さんが音頭を取って、コミュニティーが崩壊しないような復旧の仕方をしている。しかも、非常に急いでやれとおっしゃったというけれど、急いでやれというところがポイントで、コミュニティーをちゃんと維持していくポイントを押さえておられると思うんですけど、これは原子力災害ではないんですけど、そういう津波の災害復旧のいい部分も教訓にして、何かそういう後で使えるようなものをまとめるのは、我々自身、国民に対する責任でもあるし、国際社会に対する責任、あるいは、この I A E A のこの報告書、非常によく書けていると思うんですけど、それに対する直接の回答ではないけれど、非常に一番世界で求められていることかなという気がいたします。

I C R P が基準の関係で少し検討すると言っているんですけど、やっぱりどうしても今言った、広い、社会経済的なところまで含めて検討するということでは多分ないのではないかなと思うので、非常にたくさんの省庁に御迷惑をかけていますけれど、今、経験があるうちに、今の政策をどうするというのではなくて、それは除染にコストがかかると言われても、これは除染を進めざるを得ないというのは私どもはわかりますし、それから、食品のことを今言われても混乱するというのもわかりますので、そういうことを個別に云々する気は全然ないんですけど、むしろ全体としてこのプロセスを見たら、発災時、それから継続時、それから復旧時、そういうところでどういうことを考えないといけないかということをもとめられればなど、思っております。それが国民の原子力に対する懸念に対する一番の答えになるんじゃないかなと思っております。また御相談させていただくこともあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

そのほか、ございますでしょうか。

それでは、どうもありがとうございます。皆さん大変お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、議題 3 について、事務局から御説明を。

(室谷参事官) ありがとうございます。

時間も押しておりますので、私のほうから御説明申し上げたいと思います。

お手元、資料第 3 号で、岡原子力委員会委員長の海外出張についてという紙をお配り申し上げます。これは来週、ウィーンにおきまして I A E A の総会が開かれ、その場に委員長が出席されるという予定でございます。

渡航目的ということで、9月14日から18日までウィーンで開催される第59回のIAEA総会に出席し、IAEAの幹部やその他の国々の関係者と会って意見交換をするというものでございます。土曜日から発ちまして、来週水曜日に東京に戻る予定でございます。

その結果につきましては、また、この帰国後最も近い原子力委員会におきまして報告申し上げる予定でございます。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、議題4について、事務局からお願いいたします。

(室谷参事官) 議題4におきましては、今後の会議予定について御案内申し上げたいと思います。次回、第33回の原子力委員会の定例会は、9月29日火曜日10時30分から開催する予定でございます。開催場所といたしましては、中央合同庁舎8号館5階共用C会議室を予定いたしております。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか、委員から御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御発言ないようですので、これで本日の委員会を終わります。

ありがとうございます。

—了—